

第 1 1 内装制限に関する基準

1 趣旨

この基準は、令第 1 1 条第 2 項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに規則第 6 条第 2 項（大型消火器以外の消火器具の設置）、第 1 2 条の 2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）、第 1 3 条第 1 項及び第 2 項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）、第 2 6 条第 5 項（避難器具の設置個数の減免）及び条例第 3 7 条第 2 項（屋内消火栓設備に関する基準）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 防火材料

内装制限を受ける箇所に用いる内装材料は、不燃材料・準不燃材料・難燃材料（以下「防火材料」という。）とすること。

(1) 不燃材料（建基法第 2 条第 9 号）

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における加熱により燃焼しないことその他建基政令第 1 0 8 条の 2 で定める性能をいう。）に関して、次に掲げるものとする。

ア 建築材料に、通常の火災による加熱が加えられた場合に、加熱開始後 2 0 分間次に掲げる要件（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、(ア) 及び (イ)) を満たしているもので、国土交通大臣が認めた構造方法（平成 1 2 年建設省告示第 1 4 0 0 号）を用いるもの

(ア) 燃焼しないもの

(イ) 防火上有害な変形、溶熱、き裂その他の損傷を生じないもの

(ウ) 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(2) 準不燃材料（建基政令第 1 条第 5 号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 0 分間前 (1)、アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成 1 2 年建設省告示第 1 4 0 1 号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

(3) 難燃材料（建基政令第 1 条第 6 号）

ア 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間前 (1)、アの要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めた構造方法（平成 1 2 年建設省告示第 1 4 0 2 号）を用いるもの

イ 国土交通大臣の認定を受けたもの

2 内装制限を受ける室内の仕上げとして、壁紙を貼る、又は塗料等を塗るなどの方法があるが、一般的に下地との組合せで国土交通大臣の認定を受けている。この場合、同じ壁紙を用いた場合でも下地によって防火性能が異なる

ことから、「防火製品表示ラベル」（製品表示ラベル）又は「防火施工管理ラベル」により確認するものとする。

3 消防法上の内装制限

- (1) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地から対象とする。
- (2) 壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分も規制の対象とする。
- (3) 「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。すなわち屋内のすべての部分をいうものであること。
ただし、ユニットタイプの浴室内の壁及び天井については、この限りでない。
- (4) 令第11条第1項第6号に係る内装制限は、階ごとにその対象とする。
- (5) 令第9条の適用を受けるものにあつては、当該部分ごとに内装制限の対象とする。

4 照明器具カバー・装飾用角材等の取扱い

照明器具カバー及び装飾用角材等に関する内装制限については、次のとおりとする。

- (1) 壁又は天井の照明器具のカバー等で、壁又は天井面に占める表面積の10分の1を超える場合は、内装制限の対象とすること。
- (2) 次に掲げるものは、内装制限の対象としないことができるものであること。
 - ア 壁、天井面に装飾用として設けた小規模の角材等（格子天井、よしず天井のように天井の一部を構成しているものを除く。）
 - イ 和室のさお縁、天井のさお縁

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。